

第 198 回 福島県都市計画審議会

年月日 令和 7 年 11 月 21 日（金）

時 間 10:00～11:52

場 所 福島県自治会館 3 階大会議室

（司会）

それでは、定刻となりましたので、只今より、第 198 回福島県都市計画審議会を開催いたします。

私は本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、はじめに事務局より傍聴される方に申し上げます。議事、運営に支障が生じると認められる場合や公正を期するために会を非公開とする場合には、会場から退席していただくこととなりますので、あらかじめ御承知おきください。

また、お配りしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、審議会を傍聴されますよう、お願いいたします。

次に、委員の皆様配布しております資料の御確認をお願いいたします。

「次第」、「議案書」、「資料 1 議案第 2055 号会津都市計画道路の変更について」、「資料 2 第 2056 号双葉都市計画公園の変更について、議案第 2057 号浪江都市計画公園の変更について」、「資料 3 議案第 2058 号特殊建築物の敷地の位置（相馬市）について」、「資料 4 議案第 2059 号特殊建築物の敷地の位置（南相馬市）について」です。

お手元がない資料がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

なお、本日の審議会の一部の委員におかれましては、リモート形式により御出席いただいております。

それでは、開催にあたり土木部都市計画担当次長和知聡より御挨拶申し上げます。

（和知土木部次長）

第 198 回福島県都市計画審議会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。委員の皆様には、御多用の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より県政の進展並びに都市計画行政の推進につきまして、御理解と御協

力をいただき、心より感謝申し上げます。

現在、国内の地方都市においては、本格的な人口減少を迎え、国や各自治体などで持続可能なまちづくりの推進に向け、様々な対策の議論が進められております。

県におきましても、地域の魅力を向上させるための施策を推進するとともに県民の皆様が、安全に安心して暮らせるよう道路や河川などのインフラを整備し、災害に強く、活気があふれるまちづくりを支援しております。

さて、本日の審議会につきましては、「都市計画道路」の変更、「都市計画公園」の変更、及び「特殊建築物の敷地の位置」について、計5件の御審議をお願いしております。

委員の皆様には、それぞれの御専門の立場からの御意見をいただきますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

次に、議案書の最後のページ、11ページをご覧ください。審議会の名簿となっております。審議会の開会に先立ちまして、新たに就任されました委員を7名御紹介申し上げます。

はじめに、議席番号1番、福島大学経済経営学類教授の吉田樹委員でございます。本日は御欠席でございます。

続きまして、議席番号2番、国土交通省東北運輸局長の吉田昭二委員でございます。本日は代理としまして、福島運輸支局総務企画部門首席運輸企画専門官の千葉聖子様へ御出席をいただいております。

続きまして、議席番号4番、郡山市長の椎根健雄委員でございます。本日は代理としまして、郡山市都市構想部長の宗形彰久様へ御出席をいただいております。

続きまして、議席番号8番、福島県弁護士会の大河内敬子委員でございます。本日は御欠席でございます。

続きまして、議席番号11番、福島県町村議会議長会会長の高橋道也委員でございます。

続きまして、議席番号14番、農林水産省東北農政局長の永井春信委員でございます。本日は代理としまして、東北農政局農村振興部農村計画課長の齊藤学様にリモートにて、御出席をいただいております。

続きまして、議席番号18番、任意団体なみとも代表の小林奈保子委員でございます。

本日はリモートにて御出席をいただいております。

続いて、議事に先立ちまして会長の選出について御説明させていただきます。

これまでの審議会で会長を務めていただいております初澤委員が任期満了となり、改選となったことから、現在は会長不在の状況となっており、本審議会において新たに会長を選出することとなります。

福島県都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、「会長は学識経験のある者のうちから委員の選挙によってこれを定める。」となっております。このため、学識経験のある委員以外の方に、仮議長として会長の選出まで、暫時、進行をお願いしたいと思います。

それでは、仮議長の選出ですが、いかがいたしましょうか。

(質疑なし)

(司会)

意見が無いようですので、事務局案としてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

(司会)

それでは事務局、お願いします。

(事務局)

事務局案といたしましては、本日は代理出席ではございますが4番の宗形様をお願いしたいと考えております。

(司会)

只今、事務局より4番の宗形様との意見がありましたが、宗形様、お引き受けいただけますでしょうか。

(宗形様)

承知いたしました。

(司会)

それでは宗形様、議長席まで御移動をお願いいたします。宗形様よろしくお願ひいたします。

(仮議長)

只今、仮議長に選出されました、椎根市長の代理として出席しております郡山市都市構想部長の宗形と申します。

皆様方におかれましては、円滑な議事進行について御協力の程よろしくお願ひいたします。

まず、はじめに、出席委員数を御報告いたします。

全委員18名のうち、出席委員は現時点で13名、うち代理出席者は6名でございます。

これは、福島県都市計画審議会条例第7条第2項に定める定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立しております。

それでは、只今から会長の選出を行います。

学識経験のある委員に該当する方々は、議案書の11ページの部門名に「学識」と記載のある9名でございます。

そのうち、本日出席されております6名の中で、会長へ立候補もしくはどなたか御推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

(西田委員)

10番西田です。前会長を務めていただいていた初澤委員に引き続きお願ひしたいと考えております

(仮議長)

只今、初澤敏生委員との推薦がございましたが、委員の皆様、御意見等ございますか。

(質疑なし)

それでは、意見等が無いようですので、初澤敏生委員を会長とすることよろしいでしょうか。

(異議なし)

(仮議長)

それでは、御異議ないようですので、本審議会会長は17番初澤敏生委員に決定いたしました。

皆様には円滑な進行に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、新会長が決定しましたので、仮議長を解任させていただきます。

(司会)

ありがとうございました。それでは初澤会長、会長席へお願いいたします。

それでは、ひとこと御挨拶をお願いいたします。

(会長)

只今、会長に御指名いただきました初澤でございます。

当都市計画審議会は福島県の都市計画を考えるうえで非常に重要な役割を担っていると考えております。

皆様の御協力を得ながら、進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願ひします。

(司会)

ありがとうございました。次に、会長職務代理者を定めたいと思います。

福島県都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」こととなっております。

つきましては、初澤会長より御指名をお願いいたします。

(会長)

それでは、議席番号10番西田委員をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(司会)

それでは、議事に移らせていただきます。福島県都市計画審議会会議運営要綱第5条に基づき、審議会の議長は会長がこれにあたることとなりますので、初澤会長、よろしくお願ひいたします。

(議長)

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

最初に、委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、御発言の際に、まず委員の議席番号、氏名から発言していただくとともに、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。

まず、はじめに議事録署名人を定めたいと存じますが、これは慣例に従ひ議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(議長)

ありがとうございます。御異議ないようですので、御指名申し上げます。

10番の西田委員及び16番の大橋委員のお二方をお願いいたします。

(議長)

それでは、次に、議案書の目次をお開き願ひます。本日は、報告事項4件、議案5件を予定しております。

それでは、次第の2番、報告事項へ移ります。議案書の1ページをお開き願ひます。

第197回福島県都市計画審議会に付議された案件について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

福島県都市計画課の緑川と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

議案書の1ページをお開き願ひます。前回令和7年2月10日に開催いたしました第197回福島県都市計画審議会に付議された案件につきまして御報告いたします。

議案番号第2051号、議案名「県南都市計画道路の変更について」で、こちらは「白河駅棚倉線」と「白河駅八竜神線」の2つの都市計画道路の変更を行ったものでございます。

「白河駅棚倉線」は、4車線化整備に必要な変更、「白河駅八竜神線」は、「白河駅棚倉線」の変更に伴う延長の変更につきまして、本審議会の同意を得まして、令和7年2月28日に都市計画を変更いたしました。

次に、議案番号第2052号、議案名「相馬地方都市計画道路の変更について」です。こちらは、都市計画道路「下高平北長野線」の変更を行ったものでございます。

道路区分の見直しによりまして都市計画の変更を行ったものでございます。本審議会の同意を得まして、令和7年3月28日に都市計画を変更いたしました。

議案番号第2053号と議案番号第2054号は、いずれも「特殊建築物の敷地の位置について（建築基準法第51条ただし書きによる許可）」でございます。

議案番号第2053号は、棚倉町大字上台地内で民間の産業廃棄物処理施設におきまして、木くずの破碎施設の1日の処理能力が5トンを超えることから、本審議会の同意を得まして、令和7年4月24日に許可となっております。

議案番号第2054号は、郡山市富久山町地内で民間の産業廃棄物処理施設におきまして、廃プラスチック類の破碎施設の1日の処理能力が6トンを超えることから、本審議会の同意を得まして、令和7年3月4日に許可となっております。

報告は以上です。

(議長)

只今の報告に関して、御質問等ございますでしょうか。挙手でお願いいたします。リモート参加の方は手を挙げる等のリアクションでお願いします。

特にありませんでしょうか。

(質疑なし)

(議長)

ありがとうございます。

質問等は特にないようですので、次第の3番、議事に移ります。

本日御審議いただく議案は福島県知事から当審議会に諮問ありました5件、議案第2055号「会津都市計画道路の変更について」、議案第2056号「双葉都市計画公園の変更について」、議案第2057号「浪江都市計画公園の変更について」、議案第2058号「特殊建築物の敷地の位置について（相馬市）」、議案第2059号「特殊建築物の敷地の位置について（南相馬市）」となっております。

それでは、議事の審議に入らせていただきます。なお、関連する議案はまとめて説明した後に、質疑応答を行います。まず、議案第2055号の議案に関しまして事務

局より説明願います。

(事務局)

こちらにつきましても都市計画課緑川から御説明いたします。着座にて御説明いたします。

議案書の説明に入る前に、お手元にお配りしております「資料1」、並びにスクリーンにより説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

資料1の1ページをご覧ください。

議案第2055号会津都市計画道路日新町徳久線ほか1路線の変更について御説明いたします。

本議案は会津都市計画区域内にございます2つの都市計画道路の変更になります。

資料中の道路の名称につきましては、全て都市計画道路名でございます。

路線名の前に番号が振ってございますが、これは、区分・規模・一連番号を表してございますが、最初の“3”は、幹線街路を意味しておりまして、次の“4”の規模は幅員16メートル以上22メートル未満、最後の一連番号は、都市計画区域ごとに区域ごとの一連番号を付す決まりとなっております。

今回の変更の内容は、交差点部に右折車線（右折レーン）を整備するのに必要な変更となっております。

次に、2ページをお開きください。

今回変更する日新町徳久線と藤室鍛冶屋敷線について御説明いたします。資料の上側が北の方角となります。

日新町徳久線は七日町駅南側にあります会津若松市日新町地内の都市計画道路3・4・100号の高山東線の交差点を起点といたしまして会津若松市中心を南側に縦断し、会津若松市門田町大字徳久地内を終点とする幹線道路であり、昭和38年に当初都市計画決定されております。

次に、藤室鍛冶屋敷線、こちらは会津若松市町北町大字藤室地内の都市計画道路3・4・107号を起点といたしまして会津若松市中心地を時計回りに、飯盛山、それから東山温泉の接続道路、それから鶴ヶ城を經由しまして会津若松市神指大字南四合字才之神地内にあります都市計画道路「西部幹線」、一級河川に架かる蟹川橋に至る幹線街路であり、こちらも昭和38年に当初都市計画決定されております。

資料の3ページをご覧ください。

こちらにも図の上が北側でございまして、ピンクに着色された部分が日新町徳久線と藤室鍛冶屋敷線です。日新町徳久線は延長が3.4キロメートル、標準幅員が16メートル、車線数が2車線で都市計画決定されております。また、藤室鍛冶屋敷線は11.23キロメートルの延長、標準幅員が18メートル、車線数が2車線で都市計画

決定されております。

今回は図の矢印で示しました日新町徳久線と藤室鍛冶屋敷線の交差点、こちらの都市計画の変更を行うものでありまして、変更内容は交通量が非常に多い路線の交差点で右折車により朝、夕に慢性的に発生します交通渋滞を解消するために交差点に右折車線を新設することにより交差点形状を見直すことから幅員を変更しようとするものであります。

なお、変更内容は右折車線を新設し、幅員を変更するものでございます。

次に、4ページをご覧ください。

計画図には変更となる部分のみ表示しております。計画図の薄い赤い範囲が、既に都市計画決定されている範囲でございまして、濃い赤い範囲が今回の都市計画変更に伴いまして新たに都市計画道路に編入される区域であります。

黄色の範囲はこれまで都市計画道路であったものが、今回の変更に伴いまして、除外する区域であります。

交差点の北側と西側、こちらは道路に新たに右折車線を設けるために道路両側に少し薄く拡幅する計画となっております。南側の道路は現在、曲がった道路をなだらかなカーブになるように道路設計の見直しを行いまして、少し西側に拡幅を行い、東側の一部を除外する計画でございまして。

次に、5ページをご覧ください。

こちらは標準横断図になります。日新町徳久線、藤室鍛冶屋敷線ともに道路区分が第4種2級、設計速度が時速50キロメートルでございまして。右の方の図、交差点部の幅員16メートルを変更し、中央に幅員3メートルの右折車線を新たに設けまして全体で17メートル、交差点部では1メートルの幅員が増えることとなります。

次に、6ページをご覧ください。

都市計画変更となる日新町徳久線と藤室鍛冶屋敷線の現況写真です。写真から見て分かりますように右折車線がありませんので、慢性的な渋滞が発生している状況でございまして。県が調査した結果では最大で200メートルも渋滞が発生していると確認しております。

続きまして7ページをご覧ください。

日新町徳久線ほか1路線の計画の変更について令和7年10月17日から10月31日までに法定縦覧を行いましたが、意見書の提出はありませんでした。

次に、議案書の方を御説明いたします。

これまでの説明と重複することがありますが、御容赦ください。

議案書の3ページを御覧ください。

議案第2055号、会津都市計画道路の変更について都市計画道路3・4・126号日新町徳久線ほか1路線を次のように変更します。

日新町徳久線、藤室鍛冶屋敷線ともに市街地中心部を通る幹線道路でございますが、現在、交差点形状が複雑であり、右折車線がないことから、朝夕の通勤時に渋滞が発生しております。このため右折車線を新設し、交差点形状を見直すため幅員を変更するものでございます。

議案書の4ページをお開き願います。

参考でございますが、「1 住民説明会開催状況」につきましては、令和7年8月19日に開催してございます。「2 公聴会開催状況」につきましては、令和7年9月29日に開催し、公述人はございませんでした。「3 都市計画案の縦覧、意見書の提出状況」につきましても、先ほど、御説明したとおりでございます。意見書の提出はございませんでした。「4 市町村の意見」について、該当する会津若松市からの同意を得ている状況でございます。

以上でございます。会津都市計画道路の変更につきましては御審議をよろしく願います。

(議長)

只今の説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら。挙手でお願いいたします。リモート参加の皆様におかれましては手を挙げる等のリアクションでお願いします。いかがでしょうか。

(質疑なし)

(議長)

それでは私の方から一点質問させていただきます。右折路線と接続していること、大変良いことだと思いますが、幅がだいぶ狭くなっているようですが、冬季の除雪等に影響を与えるということにつきましては問題ないでしょうか。

(事務局)

それでは事務局の緑川から説明します。会津地方は雪がだいぶ降りますので、除雪したものを置く堆雪幅を検討してございまして、道路構造令の解説による計算では、堆雪幅は1.2メートルあれば良いということでございます。

3.5メートルの歩道幅員を確保しておりますが、冬季は2メートルあれば良いという考えで3.5メートルから2メートルを引いた1.5メートルの堆雪幅があれば十分に確保出来ているということで、新たに堆雪幅を設けるまでもなく、除雪を十分に考慮した設計になっております。

(議長)

ありがとうございました。歩道が狭くなるということで安全性に留意していただければと思います。

それでは、他に御意見等はございますでしょうか。

(事務局)

補足させていただきます。現場では冬期間は消雪施設がございまして、雪を溶かして雪が積もらないように対策をとっております。

(議長)

ありがとうございました。それでは他に委員の皆様から御意見等はございますか。

(前澤委員(代理守福島財務事務所管財課長))

9番財務事務所です。資料の4ページのところですが、西側から南東にさがった都市計画道路ですが、都市計画道路ができた後はどのようになりますか。

(議長)

事務局どうぞ。

(事務局)

こちらにつきましては会津若松市に移管ということで協議を進めている状況でございます。

(前澤委員(代理守福島財務事務所管財課長))

交差点の北東部のところは残りますか。

(事務局)

残る計画で考えております。

(議長)

他にいかがでしょうか。議案第2055号の議案に御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(議長)

「異議なし」と認め、議案第2055号は、原案のとおり同意することに決定いたします。

次に、議事の審議に入らせていただきます。議案第2056号、第2057号については、関連する案件ですのでまとめて事務局より説明願います。

(事務局)

続きまして、スクリーン及びお手元の「資料2」により、着座にて御説明させていただきます。

それでは資料2の1ページをお開きいただければと思います。

議案第2056号双葉市計画公園の変更について、議案第2057号浪江都市計画公園の変更についてです。

公園に記載された番号につきましては、こちらも区分、規模、一連番号を表しているものでございまして、最初の8、こちらは特殊公園を意味しているものでございまして、次の5は規模、面積は10ヘクタール以上50ヘクタール未満でございまして、最後の一連番号、こちらは当該都市計画区域の区域ごとの一連番号です。

今回の主な変更内容は道路、河川等の管理者と調整を進めた結果、面積を変更することになりました。

右肩に1と書いてある1ページをご覧くださいませ。

公園の位置について御説明いたします。浜通り北部、北から南相馬市、浪江町、双葉町、それから大熊町を示してございまして、この図のピンクで囲まれた区域、北側が浪江都市計画区域、南側が双葉都市計画区域となります。

跨った形となりますが、こちらが福島県復興祈念公園の位置でございませ。

次の2ページをご覧くださいませ。

こちらが福島県復興祈念公園の平面計画図になります。図の右側が北側を示しております。真ん中より左側、水色に着色した箇所が双葉都市計画公園、右側が浪江都市計画公園でございませ。今回都市計画を変更しますのは、赤で着色された範囲が都市計画に加える範囲で、黄色に着色された範囲が除外される範囲です。

これからは議案毎に説明させていただきます。

まずは、双葉都市計画公園、資料の4ページをご覧くださいませ。

双葉都市計画区域における双葉都市計画公園の計画図でございませ。双葉都市計画公園は、周囲を県道、町道、河川等の公共施設に囲まれておりまして、①から⑤は隣接する道路区域との調整によるものでございませ、⑥は隣接する河川区域との調整、⑦は隣接する海岸防災林との調整によるものでございませ。今回の変更によりまして面積は約21.8ヘクタールが約21.4ヘクタールに変更となるものであります。

資料の5ページを説明させていただきます。変更となる箇所のそれぞれ理由について御説明いたします。

まず、①の県道管理者との調整は、公園事業及び道路事業の調整の進捗により、公園区域及び道路区域が確定し、道路管理者との調整が完了したため、都市計画を変更するものです。

②の県道管理者等との調整は、当初計画の時点では十字交差点の隅切りが予定されていましたが、丁字に交差点形状が変更となり、隅切りが不要となったことから公園区域にするものであります。

次に6ページをご覧ください。

⑤の町道区域の除外は、八幡神社へのアクセスルートについて町道管理者と境界についての調整が確定したことから町道区域を公園区域から除外するものであります。次に⑦は海岸防災林管理者との境界の調整が完了したことから、海岸防災林として整備済みの範囲について公園区域と重複する区域を調整しました。

次に、7ページは福島県復興祈念公園の全景を南側から撮影したものになります。

次に、8ページをご覧ください。

浪江都市計画区域における浪江都市計画公園の変更です。

9ページをご覧ください。

浪江都市計画公園の計画図です。こちらの区域も道路、河川等の公共施設に囲まれておりまして、①～⑩までは道路区域との調整でございまして、⑪と⑫は隣接する河川区域との調整によるものです。面積が約25.6ヘクタールから約25.0ヘクタールへ変更となります。

10ページをご覧ください。

こちらは①町道管理者との調整は、浪江町との協議によりまして海岸における町道機能を確保するために付け替え道路について、町道として移管することで調整が完了したためです。④県道、町道管理者との調整は、福島県復興祈念公園南側に県道を整備し、町道への移管等について町と調整が完了したため、町道と重複する公園区域を除外するものです。

11ページをご覧ください。

⑤県道管理者との調整は、法面、法尻、側溝までを道路の境界とすることで、道路管理者との調整が完了したことで、公園区域から道路区域を除外することとなり、黄色に着色した区域を除外するものです。

⑫河川管理者との調整は、堤防の嵩上げ後、公園と河川堤防との一体的土地利用を図るための河川管理者との調整が完了したためです。

12ページは福島県復興祈念公園全景を北側から撮影したものです。

以上が概要となります。

次に議案書5ページをお開き願います。

議案第2056号双葉都市計画公園の変更について、都市計画公園中8・5・1号福島県復興祈念公園を次のように変更します。

復興祈念公園は、東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の教訓の伝承、復興への強い意志の発信等を目的としており、平成29年6月の都市計画決定以降、現在まで整備を進めております。

復興祈念公園は道路や河川等の公共施設に囲まれる形で隣接しており、公園として整備する範囲について各公共施設の管理者と調整を進めてきた結果、公園の一部の区域を拡大、又は縮小する必要がある、本公園の面積を約21.8ヘクタールから約21.4ヘクタールに変更するものでございます。

議案書の6ページをお開き願います。

参考としまして、「1両竹地区と浜野地区の行政区長に対する説明会」につきましては、令和7年7月11日に開催しました。「2都市計画案の縦覧、意見書の提出状況」につきましては、令和7年10月10日から10月24日まで法定縦覧を行いましたが、意見書の提出はございませんでした。「3市町村の意見」についてですが、該当する双葉町からの同意を得ている状況でございます。

つづきまして、議案書7ページをお開き願います。

議案第2057号浪江都市計画公園の変更について、都市計画公園中8・5・1号福島県復興祈念公園を次のように変更いたします。

変更の理由につきましては、議案第2056号と重複しますので、御説明は割愛させていただきます。

変更の内容につきましては、公園の一部の区域を拡大、又は縮小する必要がある、本公園の面積を約25.6ヘクタールから約25.0ヘクタールに変更するものでございます。

議案書の8ページをお開き願います。

参考としまして、「1両竹地区と中浜地区の行政区長に対する説明会」につきましては、令和7年7月11日と22日に開催したところであります。「2都市計画案の縦覧、意見書の提出状況」につきましては、令和7年10月10日から10月24日まで法定縦覧を行いましたが、意見書の提出はございませんでした。「3市町村の意見」についてですが、該当する浪江町からの同意を得ている状況でございます。

説明は以上でございます。

双葉都市計画公園の変更、浪江都市計画の変更につきまして、併せて御審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見等がある委員の方は、挙手をお願いいたします。リモート参加の皆様におかれましては手を挙げる等のリアクションでお

願います。いかがでしょうか。

(鈴木委員)

はい。

(議長)

はい、どうぞ。

(鈴木委員)

議席番号3番鈴木です。

資料2の10ページ、①の町道管理者との調整となっておりますが、ここは議案番号第2056号の6ページの⑦と同じく海岸防災林管理者との調整のところの町道管理者と海岸防災林管理者は同じかと思ったのですが、海岸防災林管理者は誰なのかについて教えてください。

(議長)

事務局、海岸防災林管理者が誰かについて説明をお願いします。

(事務局)

まず町道としての機能を確保するために町に移管する調整が完了したということがあります。海岸防災林についてどこで管理しているのか、事務局は把握していないので、海岸防災林管理者は誰かについて相双建設事務所からの説明でよろしいでしょうか。

(議長)

それでは説明をお願いします。

(福島県相双建設事務所)

海岸防災林についてどこで管理しているか正式な管理者は把握しておりません。調査したうえで後程回答します。

(議長)

事務局にお願いですが、今日、回答できないことについては会議終了後に、良く調べたうえで、分かりましたら質問された先生と連絡をとって後日、説明してください。

(事務局)

分かりました。

(議長)

それではその他にございませんか。特に質問、意見等ありませんか。

それでは、他に御意見もないようですので、議案第2056号、第2057号の議案に関しまして御異議ございませんか。

(異議なし)

(議長)

「御異議なし」と認め、議案第2056号、第2057号は、原案のとおり同意することに決定したいと思います。

次の、議事の審議に入らせていただきます。議案第2058号について、事務局より説明願います。

(事務局)

こちらの方につきましてもスクリーンとお手元の「資料3」により説明いたします。資料3、1ページをお開き願います。

議案第2058号、東北交易株式会社が相馬市に設置予定の特殊建築物の敷地の位置に関する建築基準法第51条ただし書きによる許可について御説明いたします。

2ページをお開きください。

はじめに、建築基準法第51条について御説明いたします。建築基準法第51条では「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてはその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、または増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」とされております。

繰り返し御説明させていただきますと、都市計画区域内において特殊建築物の新築または増築を行う場合は、敷地の位置について都市計画決定したものでなければ建築してはなりません。

ただし、都市計画審議会において敷地の位置について都市計画上支障がないと認め

たものを特定行政庁が許可する場合はこの限りではないとされています。

対象となる施設について相当の公共性がある場合と認められる場合以外の民間の施設の場合は「ただし書」に沿った運用となり、この後お諮りします審議案件は民間の施設に該当しますので、「ただし書」に沿った運用となります。

資料の3ページ「その他政令で定める処理施設」で位置の制限を受ける処理施設、建築基準法施行令第130条の2の2では一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設の2つが示されております。

今回、審議会にお諮りする案件は産業廃棄物処理施設で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されている一日当たり処理能力ががれき類5トンを超える施設であることから建築基準法第51条ただし書きの許可が必要となり本審議会にお諮りするものであります。

次に4ページ、政令で定める規模（制限の緩和）について御説明いたします。

建築基準法施行令第130条の2の3で許可の基準の緩和が示されております。同法施行令の第130条の2の3では定められた用途地域における産業廃棄物処理施設の処理能力についての許可に必要な上限の緩和が規定されております。

今回の施設は用途地域が工業専用地域に位置しますが、がれき類の一日当たり処理能力が100トンを超えていることから、建築基準法第51条ただし書きの許可が必要になりますことから、審議会にお諮りするものであります。

5ページをご覧ください。

産業廃棄物処理施設の設置に必要な手続きについて御説明いたします。

産業廃棄物処理施設を設置するためには、左側に記載されております産業廃棄物処理法の設置許可を福島県相双地方振興局で行うとともに、右に記載のとおり建築基準法第51条ただし書きによる敷地の位置の許可が必要となるため、本都市計画審議会にお諮りするものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

都市計画上の支障の有無の判断基準について御説明させていただきます。

判断基準は次の4つの着目点になります。一つ目、「上位計画、都市計画マスタープランとの整合」といたしまして、市町村都市計画マスタープランに内容と著しく乖離していないことがあげられます。二つ目、「土地利用計画との整合」といたしましては、市街化区域、用途地域は原則、住居系を避け工業系とすること、地区計画等と整合していること。三つ目、「都市計画施設との整合」といたしまして道路、公園等の都市計画施設に支障を与えないこと。四つ目、「市街地開発事業との整合」といたしまして、市街地開発事業、これには土地区画整理事業、市街地再開発事業に整合し

ていることがあげられます。

これら4つに着目いたしまして都市計画法上の判断を行うこととなります。

次に「4会社及び施設の概要」以降につきましては福島県建築指導課の方から説明いたします。

建築指導課菅谷と申します。7ページをお開き願います。

「4会社及び施設の概要」です。会社の概要、会社名は東北交易株式会社、本社所在地は福島市です。

産業廃棄物処理施設の概要です。所在地は相馬市光陽2丁目2番4外13筆となります。

敷地の面積は279,968.30平方メートル、建築面積は34,593.39平方メートル、延べ面積は38,182.28平方メートルとなり、処理施設の別は破砕処理施設となります。

産業廃棄物の種類はがれき類となります。施設の稼働時間は8時から17時まで一日の稼働時間は8時間となります。

次に、資料の8ページをご覧ください。

敷地の位置について御説明いたします。

施設の設置予定位置は相馬市の北部、相馬中核工業団地内に位置しておりまして、JR相馬駅から直線で約3.6キロメートル、国道6号に一部接する敷地となっております。

9ページをご覧ください。

施設の概要を御説明いたします。

この施設は燃え殻、ばいじん、鉍さい、汚泥等の産業廃棄物と、がれき類を材料としまして、再生骨材としてリサイクルする施設となっております。また、石膏や軽量気泡コンクリートに薬剤を混ぜて不溶化剤を製造する施設であります。

この作業で、サイズが大きながれき類は破砕して粒度を調整します。

次に、10ページをご覧ください。

施設の概要、この施設で取り扱う産業廃棄物の全体の量、再生骨材生産に伴う産業廃棄物の取扱い量は、燃え殻は年間当たり最大で120,000トン、ばいじんは年間当たり最大で100,000トン、鉍さいは年間当たり最大で8,000トン、汚泥は年間当たり最大で30,000トン、がれき類は年間当たり最大で2,000トン、ガラスくず等は年間当たり最大で4,000トンとなります。

不溶化剤の製造に伴う産業廃棄物の取扱い量は、がれき類が年間当たり最大で700トン、石膏等が年間当たり最大で1,200トンとなります。

1 1 ページをお開きください。

導入する破砕施設について御説明いたします。当該施設はがれき類の破砕処理施設となりますが、一日当たりの処理能力は最大で984トンとなります。

先ほど3ページで御説明いたしました許可が不要ながれき類の一日当たり処理能力は、5トンとなっていることから、これを超えております。

4ページで御説明いたしました「ただし書き」条件であります工業専用地域内の「がれき類の一日当たり処理能力100トン」を超えております。

1 2 ページをご覧ください。

敷地の状況を御説明いたします。敷地の位置は非線引き都市計画区域で、用途地域は工業専用地域となります。当該施設は幅員19メートルの国道6号から北側の県道272号、東側の市道を経由し、産業廃棄物を搬入します。

1 3 ページをお開きください。

申請建築物の配置になります。北側の赤枠で囲ってあるところが位置になります。中央を横断する幅員11メートルの通路から産業廃棄物を搬入することになります。

1 4 ページをご覧ください。

右上の①の写真、これを破砕施設に用途変更して産業廃棄物処理として使用します。写真②及び③につきましては別角度から写した写真となります。

1 5 ページをご覧ください。

工場施設があり、③のように少し離れたところには住宅が存在します。

1 6 ページをご覧ください。

周辺環境への対策の説明となります。今回申請のありました施設の平面図となります。使用する破砕機4台につきましてすべて建築物の中に設置しまして、産業廃棄物の破砕からリサイクルの保管まですべてこの建築物の中で行います。

騒音・振動につきましては破砕機を建屋内に設置しますので、外部への影響は抑制されます。

悪臭につきましては取り扱う廃棄物は基本的には無臭で出荷まで屋内保管されることから外部への流出は抑制されます。

水質汚濁につきましては廃棄物の処理に伴う排水はないことからございません。

放射線につきましては受け入れに際しては搬入、搬出、破砕処理の各段階で放射線量を測定し、基準を超える廃棄物は受け入れません。また、受け入れ後も搬入、搬出、破砕処理の各段階で放射線量の測定を放射線量モニターにより実施しますので、放射線の問題はございません。

以上で、東北交易株式会社の産業廃棄物処理施設の概要の説明は終了いたします。

資料17ページ、ここからは都市計画課緑川が説明いたします。

先の6ページの判断基準に基づく都市計画上の支障の有無についての見解を御説明いたします。

まず、「1 上位計画、都市計画マスタープランとの整合」ですが、当該地は相馬中核工業団地内であることから相馬市都市計画マスタープランとの著しい乖離はございません。また、相馬市総合計画では相馬中核工業団地のさらなる利活用促進が示されていることから当該計画から著しく乖離していることは認められないと判断いたします。

「2 土地利用計画との整合」ですが、当該地は非線引き都市計画区域内で、用途地域は工業専用地域であり、地区計画等について決定されているものはないことから、土地利用計画上の支障はないと判断されます。

「3 都市計画施設との整合」ですが、当該地に接する都市計画道路は既に整備済みでありその他周辺には、都市計画道路や都市計画公園など他の都市計画施設の計画はございません。

「4 市街地再開発事業との整合」です。当該地及び周辺には市街地再開発事業及び予定区域はないことから、いずれも都市計画上の支障はないと判断されます。

次に議案書の説明に移ります。議案書の9ページをお開き願います。

議案第2058号、特殊建築物の敷地の位置について（建築基準法第51条ただし書きによる許可について）です。建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を御審議いただくものでございます。

名称は、東北交易株式会社、位置は福島県相馬市光陽2丁目2番地4他13筆、面積は279,968.30平方メートル、用途はがれき類の破碎施設、一日当たり最大で984トン、申請人は福島県福島市上野寺字西原42番地の3、東北交易株式会社代表取締役 三本鋭植でございます。

当該施設は、新たに産業廃棄物処理施設として、がれき類の破碎処理を行うにあたり、一日当たりの処理能力が100トンを超えることから、建築基準法ただし書きによる許可を得ようとするものです。

当該地の都市計画制限については、当該地は区域区分の無い、いわゆる非線引きの都市計画区域であり、用途地域は工業専用地域でございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議をお願いします。

(議長)

ただいまの説明に関しまして御質問、御意見等ございますでしょうか。挙手でお願いいたします。リモート参加の皆様におかれましては手を挙げる等のリアクションでお願いします。いかがでしょうか。

特にございませんか。

(異議なし)。

(議長)

「御異議なし」と認め、議案第2058号は、原案のとおり同意することに決定したいと思います。

次の、議事の審議に入らせていただきます。議案第2059号について、事務局より説明願います。

(事務局)

ここからはスクリーン及びお手元の「資料4」により御説明いたします。

資料の1ページ、議案第2059号、株式会社まるさセンターが南相馬市で建築予定の特殊建築物の敷地の位置に関する建築基準法第51条ただし書き許可について御説明したいと思います。

2ページをご覧ください。

こちらは建築基準法第51条の説明でございますが、建築基準法の説明につきましては、先程、御説明させていただきました議案第2058号の内容と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

なお、今回の審議案件は民間の産業廃棄物処理施設でございますので、本法のただし書きを適用することとします。

次に3ページをお開きください。

その他政令で定める処理施設、建築基準法第51条の政令で定める処理施設の説明でございます。

今回、本審議会にお諮りする産業廃棄物処理施設は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で規定されている施設でございます。汚泥・廃油・その他産業廃棄物の焼却施設で一時間当たりの処理能力が200キログラムを超え、又は、廃プラスチックの焼却施設で一時間当たりの処理能力が100キログラムを超えていることから建築基準法第51条ただし書きの許可が必要となり、本審議会に付議するものでございます。

4ページをご覧ください。

建築基準法第51条本文ただし書き後段の新築、増築、用途変更する場合の基準について御説明いたします。今回の施設は汚泥及び廃プラスチック等の処理能力が前回許可の時の処理能力の1.5倍を超えていることから、建築基準法第51条ただし書き許可が必要となるものであり、本審議会に付議するものであります。

次に5ページ、2の産業廃棄物処理施設の設置に必要な手続きでございますが、これにつきましても先ほどの議案第2058号で御説明した内容と重複することになります。

産業廃棄物処理施設の設置許可につきましては相双地方振興局において審査中であり、右の方の中段、建築基準法第51条ただし書きによる敷地の位置の許可が必要となることから本都市計画審議会にお諮りするものでございます。

6ページの都市計画上の支障の有無の判断基準につきましては議案第2058号で御説明した内容と重複することになりますので、説明は割愛させていただきます。

次に7ページの「4会社及び施設の概要」以降の説明につきましては、福島県建築指導課の方から説明いたします。

建築指導課菅谷です。「4会社及び施設の概要」について御説明いたします。

会社概要、会社名は株式会社まるさセンター、本社所在地は南相馬市となります。

次に処理施設の概要、所在地は南相馬市原町区上北高平字入道迫125番地1の一部及び南相馬市鹿島区寺内字横峯301番地2、敷地面積は9,949.79平方メートル、建築面積は1,282.61平方メートル、延床面積は1,788.46平方メートルとなります。処理施設の別としましては焼却施設、産業廃棄物の種類は汚泥・廃油・廃プラスチック類・その他、施設の稼働時間は24時間となります。

次に8ページをご覧ください。

敷地の位置です。南相馬市の中央部、南相馬市鹿島区と原町区の境に位置しております。JR原ノ町駅から直線で北西約6.5キロメートル、県道34号に近接して位置しております。

9ページをご覧ください。

施設の概要について御説明いたします。当該施設は廃プラスチック等様々な産業廃棄物を焼却し、減容化と安定化を行う中間処理施設となっております。焼却した灰は最終処分場で埋め立てを行います。

今回は施設の老朽化に伴う施設の建て替えによる焼却炉の入れ替えを行うものでありまして、灰の量は年間で7,000トンになります。

10ページをご覧ください。

導入する施設の処理能力です。当該施設は産業廃棄物の焼却施設となっております。前回、平成18年10月18日付けで許可となっております。

今回、焼却施設の更新に伴いまして処理能力が向上しております。

更新前の一時間当たりの処理能力は、汚泥が200キログラムから785キログラムで約3.91倍、廃油が1,117キログラムから1,266キログラムで約1.13倍、廃プラスチック類が483キログラムから819キログラムで約1.69倍、その他の産業廃棄物が1,350キログラムから1,801キログラムで約1.33倍に増加します。

先ほど、3ページで御説明いたしました汚泥・廃油・その他産業廃棄物の処理能力が許可不要な規模の一時間当たり200キログラムを超えております。また、廃プラスチックの処理能力が許可不要な規模の一時間当たり100キログラムを超えております。

また、4ページで御説明いたしましたただし書きの条件にあります前回許可時点の処理能力の1.5倍を汚泥と廃プラスチック類が超えております。

11ページをご覧ください。

敷地の状況を御説明いたします。敷地中央部の赤で塗りつぶしたところが、当該施設の設置予定地となっております。施設の設置位置は非線引き都市計画区域で用途地域の指定はない地域でございます。

前回許可時点の敷地と変更はございません。当該敷地へのアクセスとしましては敷地西側を県道34号から敷地南側を市道が経由します。

12ページをご覧ください。

申請建築物の敷地の配置となります。図面上側、赤で塗りつぶしたところが申請建築物となります。幅員7メートルの市道から6メートル幅の道路で出入りします。これまで倉庫だった場所、既存建築物を解体いたしまして、新たに焼却施設等を配置いたします。赤で塗りつぶした一番大きな四角の枠で囲んだところが作業するところで鉄骨造3階建て、1,135平方メートル、この中に廃棄物を保管しましてそこから焼却炉に投入いたします。

既存の焼却施設は新設の稼働施設と入れ替えに稼働を停止し、施設を撤去いたします。

13ページをご覧ください。

敷地の現状、現地の写真になります。右下の③の休憩所を除却いたしまして新たに焼却施設を建築いたします。左下の②の写真は既存の焼却炉です。新設の焼却炉と入れ替えに稼働を停止し、撤去いたします。

14ページをご覧ください。

周辺環境への対策について御説明いたします。騒音対策といたしましては、敷地内側に遮音壁を設置し、外部に音が漏れないようにいたします。振動対策といたしまして機器は低騒音・低振動型とし建屋内に設置します。悪臭として廃棄物は密閉容器で建屋内に保管します。水質汚濁につきましては廃棄物処理に伴う排水はないことから影響はありません。放射線は受入時に検査し、焼却後に放射線量を測定し、基準を超える廃棄物は受け入れません。焼却後の線量が環境省許可基準を超える場合、環境省の指導に従いまして放射性物質汚染対処特措法に基づき処分します。

以上で株式会社まるさセンターの産業廃棄物処理施設の概要の説明を終わります。

ここからは都市計画課からの説明となります。緑川が御説明いたします。

15ページをご覧ください。

都市計画上の支障の有無の見解を御説明いたします。

1の「上位計画との整合」です。南相馬市都市計画マスタープランには当該敷地に産業廃棄物処理施設が存することについて支障がある旨の記載がないことから南相馬市都市計画マスタープランとの著しい乖離は認められません。

また、相馬地方都市計画マスタープランにおきましては「施設の効率的な運営を図るとともに、ごみの減量化やリサイクルを促進するものとする。」との記載があり、それに即していると認められます。

以上から支障がないと認められます。

2つ目、「土地利用計画との整合」でございますが、当該地は非線引き都市計画区域内で、用途地域の定めのない地域であること。地区計画等について決定されているものはないことから土地利用計画上の支障はないと判断されます。

3つ目の「都市計画施設との整合」でございますが、当該敷地周辺及び近傍には都市計画施設はなく、新たに都市計画道路や都市計画公園など他の都市計画施設はないことから支障はないと判断されます。

4つ目の「市街地開発事業との整合」について、当該地及び周辺には、市街地開発事業及び予定区域はないことから支障はないと判断されます。

以上のことから、周辺環境への影響、都市計画法上の支障はないと判断されます。

次に議案書を御説明いたします。議案書10ページをお開き願います。

議案第2059号、特殊建築物の敷地の位置について（建築基準法第51条ただし書きによる許可）です。建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議するものでございます。

名称、株式会社まるさセンター。位置は、福島県南相馬市原町区上北高平字入道廻125番1の一部及び南相馬市鹿島区寺内字横峯301番2、建築面積は1,282.61平方メートルです。

汚泥、廃油、廃プラスチック、その他の焼却施設でございます。

申請人は福島県南相馬市原町区上北高平字入道迫125番1、株式会社まるさセンター、代表取締役 佐藤光正でございます。

表の下の欄に記載しておりますとおり、当該施設は、老朽化した焼却炉を新しい設備に更新するもので、前回の許可時点の能力から1.5倍を超えて処理を行う産業廃棄物の品目（汚泥と廃プラスチック類）があることから、建築基準法第51条ただし書きによる許可を得ようとするものであります。

当該地の都市計画制限については、当該地は区域区分の無い、いわゆる非線引きの都市計画区域であり、用途地域指定もございません。

説明は以上でございます。

建築基準法第51条ただし書きによる許可につきまして御審議をよろしくお願いいたします。

（議長）

ただいまの説明に関しまして御質問、御意見等ございますでしょうか。挙手をお願いいたします。リモート参加の皆様におかれましては手を挙げる等のリアクションでお願いします。いかがでしょうか。

（大橋委員）

議席番号16番、大橋です。焼却施設の更新ということで処理能力が高まればそれだけ、一日当たりの処理量も変動するかと思いますが、変動についての説明をいただければと思います。

もう一点は、機械が更新することで処理能力が大きくなって燃やす量も増え、それだけ二酸化炭素の排出量も変動すると思ひまして、環境への影響を考えた際に、そういった温暖化対策の観点も必要ではないかと思ひます。

機械の更新に伴う二酸化炭素の排出量の変動などについても参考程度で結構ですので、何か数値でお示しいただければ幸いと思ひすることと、産業廃棄物の施設を設置する際にCO₂の排出量についての基準が現時点であるのかどうか分かりませんが、お聞きしたいと思います。

（議長）

事務局、お願いします。

（事務局）

事務局の緑川です。環境関係ですので、環境関係を所管しております相双地方振興

局にもし、お答えいただけることがあればと思いますがよろしいでしょうか。

(議長)

はい、どうぞ。

(相双地方振興局)

相双地方振興局環境課です。委員御指摘のように更新に当たっての一日当たりの処理能力の変動ということですが、手元に資料を持ち合わせておりませんので、後程、確認したうえでお答えしたいと思います。

二酸化炭素の排出の温暖化対策ということで、この関係では詳細は良く分かりませんが、聞き及んでいることでは、当初に機械を設置したのが平成18年ということで、今回新たに機械を更新で設置するというので、この間、技術革新が進んでいるということも聞き及んでおります。

二酸化炭素の排出についてどの程度改善しているか個別具体的なことは、把握はしておりませんので、確認し、後日報告したいと思います。

最後に質問いただきました機械設置の際の二酸化炭素の排出量の基準があるかどうか承知しておりませんが、これにつきましてもあるかどうか調べまして後日お答えしたいと思います。

以上です。

(議長)

ありがとうございました。この関係につきましても後日、分かりましたら事務局の方から委員の方へお答えください。それと資料の4の7ページ、焼却施設の処理能力の前と後の一時間当たりの最大の処理能力比較ということで、この関係で実質とは違うかもしれませんが、何か関連しませんか。

(相双地方振興局)

相双地方振興局です。只今の資料4の7ページの内容も参考となるかと思いますが、確認したうえで後日改めてお答えします。概ねこの内容で良いかとは思いますが、漏れがないかも確認します。

(議長)

大橋委員、以上の回答でよろしいでしょうか。

(大橋委員)

はい。

(議長)

他にいかがでしょうか。

(前澤委員(代理守福島財務事務所管財課長))

委員番号9番の守です。二点教えていただきます。

一点目、12ページ、建物で赤い枠で囲んだところ、大きい方が焼却するところという説明があったと思いますが、小さい方は何をするところですか。それと遮音壁を設置することについて、遮音壁がこの範囲で西側の一部をカバーすることになった経緯を教えてください。

(議長)

事務局、お願いします。

(事務局)

事務局からお答えします。建築指導課菅谷です。

まず、一点目の小さい赤い枠の建屋ですが、機械関係の作業とか、燃え殻の多目的貯留棟です。二点目の遮音壁の設置の位置ですが、敷地の状況を見ますと、南側は特に住宅等の施設もなく影響もないことから、西側の県道に接するところのみの遮音壁の設置となりました。

(議長)

よろしいでしょうか。それでは、他にいかがでしょうか。

(西田委員)

10番西田です。資料の15ページ、「都市計画上の支障の有無」のところです。

「1上位計画との整合」の説明の仕方ですが、「南相馬市都市計画マスタープランには当該敷地に産業廃棄物処理施設が存することについて支障がある旨の記載がないため」とあります。

そもそもマスタープランには個別の敷地について書かれる性質のものではないと思います。説明の仕方を「この地域には」等とするなど、説明の仕方を変えた方が良いのではないかと思います。上位計画と整合してはないかと思いますが、その辺のとこ

ろはいかがでしょうか。

(議長)

事務局、お願いします。

(事務局)

事務局より御説明いたします。ただ今御指摘のところ、「地域との」のところに関しまして、都市計画マスタープランとの整合のところですが、計画地については緑地の位置、周辺農地との調和を図り等周辺環境に配慮するという記載があります。

そういった観点から、県といたしましてこちらのことを記載する際は配慮した上で都市計画マスタープランとの整合性で乖離はないということで御説明したいと思いません。

(西田委員)

そうしますと、この整合性の説明のところは少し書き方を変えていただけののでしょうか。

(事務局)

はい、ただ今御指摘のところは、内容を整理いたしまして改めて説明させていただきます。

(議長)

はい、それではこの点につきましてもお願いしたいと思います。他にいかがでしょうか。

(鈴木委員)

議席番号3番の鈴木です。資料を見ますと、結構、山の中で傾斜地に施設があるようですが、県条例の崖地について検討はされたのでしょうか。

(議長)

事務局、お願いします。

(事務局)

事務局よりお答えします。本計画の申請に関しまして、敷地断面図等を提示いただ

いておりますが、その件について内容確認しておりますが、そちらの方について認められておりません。確認しております。

(議長)

その他に特にございませんでしょうか。

(質疑なし)

(議長)

それでは、議案第2059号、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(議長)

「御異議なし」と認め、議案第2059号は、原案のとおり同意することに決定いたします。

(議長)

本日の審議事項は、以上です。終始慎重に御審議いただきまして、ありがとうございました。司会よりお願いします。

(事務局)

先ほど、復興祈念公園のところで、海岸防災林の管理者ということで確認を行ったところ、福島県相双農林事務所ということが分かりましたので御報告いたします。

(司会)

熱心な御審議をありがとうございました。以上をもちまして、第198回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。

(開催時間: 112分)

以上のとおり相違ないことを証する。

10番 西田 奈保子

16番 大橋 沙織
